号外第六十二号の二

平成十四年

曜

日

十一月二十日

金

選挙管理委員会次

衆議院山梨県第三区選出議員補欠選挙を行うべき事由の発生......

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五十九号

出議員補欠選挙を行うべき事由が生じた。 法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項の規定により、衆議院山梨県第三区選 平成十四年十二月十六日衆議院山梨県第三区選出議員に欠員が生じたため、公職選挙 平成十四年十二月二十日 山梨県選挙管理委員会

石 澤 道 夫

Щ

梨

県 公

報 号 外

発行者	山梨
山梨県	県公報号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第六十二号の二
	平成十四年十二月二十日
印刷所(株サンニチ印刷	二十日
甲府市北口二丁目六番	
	=